

参考資料 特別支援教育に関するリンク集

【就学先の決定】

- 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)

<平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号>



※障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方等が示されている。

- 学校教育法施行令の一部改正について(通知)

<平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号>



※就学基準に該当する障害のある子供は特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改正した。

【交流及び共同学習】

- 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について(依頼)



※交流及び共同学習に関する先進的な学校の取組を普及することなどにより、全ての学校において、交流及び共同学習の取組の推進を図ることなどが示された。

【合理的配慮】

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布について(通知)



※平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行された。令和 3 年 5 月、同法は改正され、公布の日（令和 3 年 6 月 4 日）から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

【発達障害】

- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)

<平成 30 年 8 月 27 日付け 30 文科初第 756 号>



※「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」を踏まえ、特別支援学校に在学する幼児児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導が行われている児童生徒について、個別の教育支援計画を作成するとともに、作成に当たっては、当該幼児児童生徒又は保護者の意向をふまえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関や民間団体と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図るよう改正したもの。

○ 教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)



※発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、文部科学省と厚生労働省が教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトについて検討し、報告を取りまとめた。

○ 発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について(通知)



※発達障害者の支援の一層の充実を図るため、改正・制定されたもの。

【医療的ケア児】

○ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について(通知)



※医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児が増加するとともに、その実態が多様化し、医療的ケア児やその家族が、個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本的な理念を定めたもの。

○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)



＜令和3年8月23日付け 3文科初第861号＞

※学校や教員が直面する課題が多様化・複雑化し、学校における働き方改革の推進、GIGAスクール構想の着実な実施、医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒への対応等が喫緊の課題となっていることを踏まえ、こうした課題に対応する学校の指導・運営体制の強化・充実を図るため、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員及び教員業務支援員について、新たにその名称及び職務内容を規定するもの。

○ 「医療的ケア児等医療情報共有システム(MEIS)」の活用について



※医療的ケア児の緊急時における「医療的ケア児等医療情報共有システム (MEIS)」の活用について示されたもの。

○ 学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)



※特定行為以外の医療的ケアを含め、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について示したもの。

【その他 ガイド等】

○ 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～



※障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供や、就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるよう、また、障害のある子供の教育支援に携わる全ての関係者の指針となるよう、「教育支援資料（平成25年）」の内容を改訂したもの。

○ 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」



※初めて通級による指導を担当する教員等のためのガイドブック。

○ 「交流及び共同学習ガイド」



※交流及び共同学習について、その意義や目的、交流及び共同学習を推進していく際の手順等について、事例も含めてまとめられたもの。